

## 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会

本会は、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題と位置付け、本会としての社会的責任と公的使命を果たすために、役職員がより高い倫理観と使命感をもって行動するよう法令等遵守の態勢整備と実践に取り組んでいます。

コンプライアンスの実践にあたっては、研修・勉強会の実施・事例検討を行うなど、役職員の法令等遵守の意識を高めるとともに、コンプライアンスを重視した組織風土の醸成に努めております。

### 「八幡浜市社会福祉協議会行動綱領」

#### 1 社会福祉協議会の社会的使命と公共性の自覚と責任

社会福祉協議会のもつ社会的責任と公的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### 2 質の高い福祉サービスの提供

利用者のニーズに応えるとともに、質の高い福祉サービスの提供等を行う。

#### 3 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールの厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を行う。

#### 4 職員の人権の尊重

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を提供する。

#### 5 地域貢献活動の取り組み

社会福祉協議会が社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会とともに歩み、積極的に地域貢献活動に取り組む。

平成30年12月6日

法令遵守責任者 常務理事 大森幸二